

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部を改正する規則

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則（平成20年鹿屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条中「受けなければならない」を「受けなければならない。」に改める。

第15条に次の1項を加える。

- 4 休学を命ぜられた学生は、休学の理由が消滅するように努めるものとし、円滑な復学を目指すために、毎月1回以上担当教員と面談し、近況報告（以下「近況報告」という。）を行うものとする。この場合において、やむを得ない理由により登校できない場合は、学生又は保護者が学校に電話連絡を行うものとする。

第16条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、前条第4項に規定する定期的な近況報告が確認できない場合、復学を許可しないことがある。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。